

第三十二回 参議院法務委員会會議録第四号

昭和三十四年二月三日(火曜日)午前十時五十九分開会

委員の異動

十二月十九日委員高橋進太郎君、山本利寿君、近藤鶴代君及び鈴木万平君辞任につき、その補欠として安井謙君、横山フク君、松野鶴平君及び林田正治君を議長において指名した。

十二月二十日委員林田正治君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

十二月二十二日委員横山フク君辞任につき、その補欠として西田信一君を議長において指名した。

十二月二十三日委員西田信一君辞任につき、その補欠として有馬英二君を議長において指名した。

十二月二十五日委員安井謙君辞任につき、その補欠として横川信夫君を議長において指名した。

一月七日委員横川信夫君公職選挙法第九十条により退職者となった。

一月二十七日委員鈴木万平君辞任につき、その補欠として古池信三君を議長において指名した。

本日委員有馬英二君辞任につき、その補欠として神原亨君を議長において指名した。

委員長の異動
一月二十八日野本吉君委員長辞任につき、その補欠として古池信三君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。
委員長 古池 信三君

理事

一松 定吉君
高田なほ子君

委員

大谷 登潤君
野本 品吉君
吉野 信次君
亀田 得治君
北村 暢君
辻 武壽君

政府委員

警察庁警備局長 江口 俊男君
法務政務次官 木島 虎藏君
法務大臣官房司 津田 實君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
事務局長 西村 高兄君
常任委員 西村 高兄君
専門員

本日の会議に付した案件
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○検察及び裁判の運営等に関する調査の件

(逮捕状等の執行に関する諸問題)
○委員長(古池信三君) それでは、ただいまから本日の委員会を開きます。一言ごあいさつを申し上げます。

今回皆様の御推挙によりまして、私は、はからずも法務委員長の席を汚すことに相なりまして。私は、生来の不敏に加えて、まことに浅学非才でございます。従いまして、皆様方から格別

の御支援、御協力をいただきませんと、この委員会の運営その他職務の遂行を円満に果すことはできないだろうと考えます。どうぞこの上ながら皆様方の一そりの御支持、御協力のほどを切にお願ひ申し上げる次第でございます。(拍手)

○委員長(古池信三君) これより本日の議事に入ります。

先ほどの委員長理事打合せにおいて、本日は、後ほど申し上げます二法案についての提案理由の説明を聴取いたすことに決定いたしました。

それから、今後の委員会の運営についてでございますが、一応原則といたしまして、毎週一回火曜日に定例的に開会いたしたいと存じますので、お含みを願いたいと存じます。

それでは、まず最初に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、その提案理由の御説明をお願いします。

○委員長(古池信三君) それでは速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(古池信三君) それじゃ速記を始め。

なお、この際、つけ加えて申し上げますが、先ほどの委員長理事打合せにおきまして、本日のこの時間に、大阪における逮捕問題等についての質疑をいたすことに決定いたしました。

なお、午後二時から、ただいま問題になっております荒川区におきままする通り魔事件、あの実地を視察すること

に決定いたしましたから、皆さんもできるだけ多数御参加をいただきますようお願いいたします。

なお、本日の政府側の出席者を申し上げますと、法務省法務政務次官木島虎藏君、司法法制調査部長津田實君、法務省刑事局長竹内壽平君、なお刑事局の公安課長川井英良君、この方々が御出席になっております。御報告をいたします。

それでは、提案理由の御説明をお願いします。

○政府委員(木島虎藏君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域等を変更しようとするものであります。以下、簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、簡易裁判所の名称でその所在地の市町村の名称を冠しているものは、市町村の廃置分合またはその名称変更に伴い、これを改めるのを原則としているのであります。このたび、静岡県豊田郡二俣町を天竜町とする名称変更及び天竜町を天竜市とする処分に伴い、二俣簡易裁判所の名称を天竜簡易裁判所に變更するほか、二簡易裁判所の名称を變更しようとするものであります。いずれも地元住民の希望を考慮したものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、竹原簡易裁判所の管轄に属する広島県豊田郡瀬戸田町の区域を因島簡易裁判所の管轄区域とするほか、二簡易裁判所の管轄区域を變更しようとするものであります。これら管轄区域の変更は、いずれも地元の住民、関係諸機関等の意見を十分参酌したものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行うとするものであります。以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

○委員長(古池信三君) 本案に関しましては本日の審査はこの程度にとどめ、質疑は次回に譲ることいたします。

○委員長(古池信三君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

○政府委員(木島虎藏君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

裁判の適正と迅速をはかり、国民の信頼にこたえるためには、まず下級審

て重圧となつてゐるように見受けられるのであります。

以上のような事情にかんがみずと、第一審における訴訟の適正迅速な処理をはかるためには、まず、判事補を増員して、なるべく多くの事件を合議体で取り扱うことができるようにするとともに、事件の審理期間の短縮を期する必要があるものであります。さしあたり、人員確保の見通し等を考慮し、必要最少限度の範囲内で、判事補の員数を二十人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

○委員長(古池信三君) 本案に関します本日(の)審査はこの程度にとどめまして、質疑は後の機会に譲りたいと思ひます。

○委員長(古池信三君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査をいたしまして、逮捕状等の執行に関する諸問題を議題といたします。

御質疑の方は、順次御発言を願ひます。

○亀田得治君 警察庁は……。

○委員長(古池信三君) ただいま参ります。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(古池信三君) 速記をつけ

ただいま警察庁警備局長江口俊男君が出席されました。どうぞ御質疑を願ひます。

○亀田得治君 私は、まず一月三十一日に大阪において行われた片山君外十五名、合計十六名の大阪教職員組合の諸君の逮捕の問題、これについて逮捕権が非常に乱用されておる、こういう角度から若干お尋ねをしたいと思ひます。

これは、逮捕はされましたが、こういう身柄の拘束はいいけないということ、昨夜おそく全部釈放され、問題はすでに終了しておるわけですが、しかし、こういうやり方が教育に及ぼす悪影響、あるいは今後再びこういうことがあつてはならない、そういう角度から、この事件の過程において問題になつた重要な点についてお聞きしたいと思ひます。

まずその第一点は、今回の一月三十一日における逮捕というものが、一回の呼び出しも本人たちにはかけないで、いきなりつかまえておるわけですか。こういうことは、全く任意捜査ということとを原則にしておる現在の法の建前から言つて、はなはだ私は遺憾だと考へてゐる。警察庁の本部では、一体これは、すでに報告等も来ておると思ひますが、どういふふうにごの点を考へておるのか、まずお聞きをしたい。

○政府委員(江口俊男君) ただいまのお話の通り、大阪府教職員組合の捜査をやつたわけでありませう。御指摘の通り、犯罪の捜査が任意捜査を原則として、やむを得ない場合に強制にわたるといふのは、これまで刑事犯罪に限らずそういう建前をとつておるわけでありませう。大阪府が強制捜査をやつたといふことについては、やはり呼び出しをかけても応じない、応ずるなというふうなことをきめておるといふような

情報もあつたといふようなことや、他県の例等から推して、これはやはり強制の手段をとらなければ、事件としてこれを固めるのに困難だといふ判断をしてやつたものと思ふのであります。

○亀田得治君 二つほど理由をおつしやつたようですが、呼び出しをかけたも應ずるな、こういう指令を出しておることは私も知つております。これは、教職員組合が、下部の組合員の者に対して、呼び出しをかけたならば打ち合せをして行つてもらいたい、そういう意味なのです。幹部が一般組合員に対して言うてゐることなのです。

この休暇闘争自体というものは、これは立場によつていろいろ見方があるでしょう、違法と見るか、どう考へるかというところは、しかし、教職員組合としては、これはこそこそ隠れてやつてゐる問題でも何でもありません。ただ、そういう団体の行動ですから、行つた者がばらばらなことを言つてもらつちや、かえつてお互いに迷惑するから、打ち合せをして行つてもらいたい。こんなことはどこにでもあることです。そのために一日や二日出頭が遅れても、任意捜査ですから、当然そんなことはあり得ることです。そういう何か文書を警察がつかまえたから、これを理由にしていきなりふんじ

ばつてしまふのだといふのは、全くこれは理由になりませんよ。その文書をあなたごらんになつての話ですか。

○政府委員(江口俊男君) 私は、そういう情報を得たという報告を聞いてゐるのであつて、その情報というものを文書で大阪府警が得てゐるかどうかさえも存じませんので、もちろん、私自

身が文書を見ているわけじゃございせん。

○亀田得治君 ごらんになつておらんようですが、たとえば、そういう文書を非常に悪意に解釈して、呼び出しが来ても絶対に行かんといふ意味の文書だとしても、これは、それだけで任意捜査の原則が強制捜査に引つくり返るといふことは私はあり得ないと思ふ。たとえば、本人たちがそういう文書を出しておつたとしても、実際に国といふものは、検査権を行使する場合には、もつと大きな立場で考へてもらはんことには、やはり国が動く場合には、相手はどうあろうと、国自体としては成規の手続をとつていく、こうなければいかんと思ふ。そんなあなた、文書があつたつて、実際に逮捕されんとかいふ問題を扱う場合に、現在ではあるいは心境が變つてゐるかもしれんし、そんな臆測とか、悪い意味の予断です。ね、そういうことでいきなり逮捕といふことは、私は理由がないと思ふ。そんなものじゃないでしよう、警察権や検査権を発動するといふのは、もつと堂々としておらなければならぬ。一べん呼び出して、そしてそれでも応じないとかいふことがあつたあとでもないじゃないですか。逮捕を私は認めるわけじゃないですが、たとえ逮捕するとしても、そんな情報や簡単な文書を理由にされては、これはいかんと思ふ。どういふふうにお考へですか。

○政府委員(江口俊男君) 任意捜査が原則であつて、やむを得ない場合に強制捜査でいくといふことは、これは原則であることはもちろん認めますけれども、呼び出しをかけて来ないといふ事実が起きなければ、強制捜査に初めか

ことに第一審の充実強化が必要であることは、異論のないところと存ずるのであります。しこうして、御承知の通り、現在地方裁判所が第一審として取り扱う事件のうち、法律上裁判官の合議体で取り扱うことを必要とするいわゆる法定合議事件は例外的なものに限られ、その他の大部分の事件につきましては、一人の裁判官でこれを取り扱うか、合議体でこれを取り扱うかは、事案によつて裁判所が定めることになつてゐるのであります。裁判の適正という観点からいたしますれば、いわゆる法定合議事件以外の事件につきましても、複雑困難なものは、できるだけこれを合議体で取り扱うようにすることが望ましいことは、申すまでもないことと存じます。しかるに、最近におきましては、民事、刑事の事件数の増加、裁判官の不足その他の事情から、本来合議体で取り扱うことが望ましいと思はれてゐるような複雑困難な事件をも、やむなく一人の裁判官で取り扱つてゐる場合が少くない実情にあるのであります。

次に、訴訟の遅延は、司法に対する不信を招来し、ひいては種々の社会的な弊害を惹起するおそれがあるものとして、厳にこれを戒むべきことは申すまでもないところであります。訴訟の促進につきましては、かねてから、その対策の必要性が痛感され、多年にわたりますさまざまな角度から努力を重ねられてきたのであります。訴訟手続等の面における運営の改善のみによつてその実をあげることはなかなか困難であると申すはかなく、今や民事、刑事の事件数の増加は、限られた員数の裁判官にとつ

く逮捕をして見たところで新しいものが出てくるわけでもなし、実際は、警察の方ではすでに押収すべき文書などは押収してしまっているのです。ずいぶん膨大な書類も押収しておる。それによって、この事件のいろいろな決議

なり指令なり指令系統なり、こういうものは全部わかつておるわけですね。一部新聞にも出ておるわけですね。そうして教職員組合としても、これは、最初に言ったように、それは何も不当な行為とは思っていないのですから、こんなものは隠すことに値しない問題なんです。教職員組合としても、何のために逮捕まで請求してやらなければならぬかという、その必要性というものは私は認められないのです。これは、検事正や大阪の警備部長に聞いたって答えられない。向うは、長い間の書類の押収段階で強制的に押収し、あと組合員からいろいろ聞いて、全部そろつてると、こう言つておるんです。そろつたんなら、何もこれ以上やらなくてもいいじゃないか。ちよつと軽く本人たちに聞いてみて、それが出てこようがこまいが、起訴をしたかつたらしたらいいいんです。内容はそういうものなんです。警察では、よく、いやそれだけでは足らぬ、どこでどうした、いろんな日時等もはつきりしなければいけません。これは、従来の警察的な調書の考え方なんです。警察がこのことを問題にしているのは、私は逮捕令状の写しを忘れてきたが、十割休暇闘争を指令したことを自体をおぼろ、そのかす行為と、こういうふうな逮捕令状には書いてあるのです。ほかのことは何も書いてない、要点はそれなんです。それはあなた、大教組の片山委員長以下指令しているのです。私はあなたが聞きになったって答えてあげますよ。そういう柱というものはきちつと、まあ何と言いますか、はつきりでき上つておるものだ。逮捕して、一体何が新たにわかつたのですか。何もわ

かつておらんはずですよ。だから必要がないのです。これは、そういうことをほかの労働組合の事件でもういぶんやつておられますが、私は、大教組のやつは地元ですから、まあこれはよく検討してあるのですが、全くその通りなんです。そういう点、どういうふうにかえておられますかね。大教組の事件について言つて下さい。

○政府委員(江口俊男君) 大教組の事件について、逮捕して調べた結果、事件に新しいことが出た、あるいは今まで収集した証拠について、その重さを重くするものが出たというふうな事柄につきましては、何分急なことで、まだ大阪から連絡をもらつておりませんので、出たとも出ないとも申し上げかねるのであります。

それから、どういふ必要があつてそういうことをやるかという事柄については、地元においても答えることができなかったというお話でございますが、ある程度のこととはもちろんお答えしたのと思ひますけれども、私も、こういうこの点があつたからという事に出ざるを得なかつた、こゝで申し上げる材料はございません。まあ大阪に限つて言えということでございますから、大阪に限つては、そう申し上げる以外にはございません。

○亀田得治君 そういう点は、警備部長もある程度答えたのだらうとおつしやるが、全然それは答へられない。何の必要があるのかという点については、指令は何月何日に出た、こんなことは文書で一目瞭然です。そんなものにくつつける多少の情状やそんなことのために、いきなり人を、相当な地位にある諸君を逮捕していいものかどうか。

さつきの逮捕のことにもこれが関係してくるわけですね。だれが見ても、極悪非道の、人道上許せない犯罪を犯した、それをいきなり逮捕した、そんなことを私は言つておるのじゃない。だれが見たつてそんな必要性もない。あなたの方としては、つかむべきものは全部つかんでおるという、その上に、なぜそういうことをやるかということなんです。これは、次回にでも一つその答弁をもつとはつきりして下さい。それは、その指令を出すについて、前の晩にどんなことを打ち合せしたとか何とか、そんなことが聞きたいんですよ、おそろく。そんなことは何でも、そんなものは、そんな経過ではない、そんなものは、そんな経過もないものを聞くんだつたら、それこそ大教組の内部がどうなつておるうが、一応は事情を聞きたいからという話しかけるのが当りまえじゃないですか。これがほかの殺人や窃盗をやつた問題を言うているなら、私はそんな、いきなり逮捕してけしからぬということは言ひはせぬ。そことの関係であなたはどう思ひますか。いきなり逮捕した。こんな漠然としたことでも、そんなことをやつていいのですか。権限は刑事訴訟法上絶対がないと、私はそんなことは言つていない。

○政府委員(江口俊男君) 地公法三十七条の違反が殺人や窃盗と同種類のものではないことは、われわれでも十分これは心得ております。その点については、特別にそういうことをおつしやるけれども、同様に考えてやつたのだというふうな意味でないことは明らかであらうと思ひますけれども、ただ、ああいふ一斉休暇というふうなものが、この

地公法のこの条文に違反するかどうかという点については、おそろく非常な考え方が違ふと思う。だから、こういうものについて、お前たちがそこまでするのには行き過ぎじゃないかとおつしやる気持は、もちろん、その立場においては私はわかるわけでございますが、われわれの側といたしましては、過去の教団の事例によつて、何も初めて大阪でこういう事件があつたわけではございませんので、地公法違反にはつきりなるといふ建前のもとに捜査を進めていきまして、今おつしやつたようなデリケートな点というものが、やはり最後的にはこれが成り立つか成り立たないかという点の重要な要素になるというふうな判断をするわけでございます。そのことからして、亀田先生は、そういう柱以外のことには要らぬと、こゝおつしやるけれども、大阪府警としては、柱以外に壁も要る、屋根も要るというふうな考えから、念には念を入れるというふうな気持になることも、われわれはわからないじゃない、こゝいうことを申し上げたいのであります。

○亀田得治君 だから、そういう柱以外のことを調べるなどは私は言わない。調べていいのですよ。あなたの方が三十七条違反という見解をとるなら、調べることもまたできる。だけれども、こゝいう抜き打ち的な逮捕までしななければならぬ問題じゃないと私は思ふ。しかも、それ自体は、何もだれも隠しだてをするとかせぬとか言つておる問題ではない。それは、教育者の諸君は、こゝういふ問題は教育問題として片づけていくのだという立場でやつておる。警察などがこゝういふところに介入してくる

べき問題でない。そういう信念でやつておる。それは、勤務問題というところは、保守、革新いろいろ見方があつて、なるほどこれはいろいろ立場が違ふと、扱い方、見解も違つてくるでしょう。だけれども、それがだからといって警察権がそこへ介入してくる、そういう問題じゃないのですよ。これは、教職員はそう思つておる。そんなことは、介入したつて片づくものでない。だから、呼んでみたつてそういうことを言うはずがない。それくらいなことを警察でわからぬですか。一つの教育問題に対する信念を持つてやつておるのですから……。われわれになら言ひますよ。また、ほかの人になら言ひますよ。警察がそういう立場でくる場合には、絶対に言ひませんよ。

○政府委員(江口俊男君) ただいまのお話で、勤務問題を信念でやつておるといふお話でございますから、それはまことにその通りでございます。信念でやつておる勤務問題自身について、警察がなぜ勤務に反対するかと、どうして出さなかつたというふうなことを申し上げたことは一回もないので、ただ、その信念を遂行というが、達成するためにとられた手段が、法律の立場からいって、ちゃんと三十七条に違反するので、そのことは是正しないといふかん、とり上げないといふかん、こゝいうことをやつておるのであります。勤務なんかといふものをやつたらけしからぬとか、あるいはある程度やつてもよろしいとかいふようなことを、警察で一々言つてもらふ必要もなければ、またこちらは聞きもいたしません。とにかく三十七条違反になるような行為をされたかどうかという

べき問題でない。そういう信念でやつておる。それは、勤務問題というところは、保守、革新いろいろ見方があつて、なるほどこれはいろいろ立場が違ふと、扱い方、見解も違つてくるでしょう。だけれども、それがだからといって警察権がそこへ介入してくる、そういう問題じゃないのですよ。これは、教職員はそう思つておる。そんなことは、介入したつて片づくものでない。だから、呼んでみたつてそういうことを言うはずがない。それくらいなことを警察でわからぬですか。一つの教育問題に対する信念を持つてやつておるのですから……。われわれになら言ひますよ。また、ほかの人になら言ひますよ。警察がそういう立場でくる場合には、絶対に言ひませんよ。

○政府委員(江口俊男君) ただいまのお話で、勤務問題を信念でやつておるといふお話でございますから、それはまことにその通りでございます。信念でやつておる勤務問題自身について、警察がなぜ勤務に反対するかと、どうして出さなかつたというふうなことを申し上げたことは一回もないので、ただ、その信念を遂行というが、達成するためにとられた手段が、法律の立場からいって、ちゃんと三十七条に違反するので、そのことは是正しないといふかん、とり上げないといふかん、こゝいうことをやつておるのであります。勤務なんかといふものをやつたらけしからぬとか、あるいはある程度やつてもよろしいとかいふようなことを、警察で一々言つてもらふ必要もなければ、またこちらは聞きもいたしません。とにかく三十七条違反になるような行為をされたかどうかという

ことを中心に調べるのでございませうから、それはあなたには言われるかも知れぬが、警察には言わないとおっしゃれば、警察の捜査はいよいよむずかしくなるのでありまして、やはりそうなつてくれれば、勢い任意でやれるところを強制でやるというふうな風潮になるのでありまして、事件のあるところにかつて要らぬ強制力を用いるというやうなことに相なるわけでございます。

○亀田得治君 まあそんな岸さんのまねごとのやうなことはやめておきなさい。そういう形式論で片づけておるから、よけい扱いが間違つておる。それだけ自信を持つてやつたものならば、責任を一つ聞きますが、これが檢察の段階へ行つて、私たちやはり同じことを検事正に話し、任意捜査に切りかえなさいと言つたが、やらない。それで、裁判所に勾留の請求をした。全員却下です。裁判所の方がやはり良識があります。裁判所は、決してそんな法というものを曲けては解釈しませんよ。しかし、法自体の解釈なり、運用の中に、いろいろな社会的な要素というものが入つてくることも、これまた必要なことです。先生が逮捕されて、あれだけ世間に……。現場の教室を担当している人が十六人のうち四人いるのです。教室に出れない。そんなことまでする必要がありませんか。そうして、これは任意捜査でよろしいと却下されている。これをどう見るか。理屈を言つて、ごちゃごちゃ形式論理的なことはかり言つておりますが、裁判所がこれを認めないじやないですか。しかも、警察や検察がつか

まえてみたつて、何もそんなに新しいものが出てきてはいるはずがございませう。この責任をどうするのですか。それは、警察は警察、検察は検察のことをやつたのだ。裁判所の見解がそういう見解であれば私はやむを得ない。あなた、理屈ではそれは言うかも知れないけれども、社会的にはそれはいきません。新聞を騒がせ、子供の心理状態に大きな影響を与えている。それをどういうふうにかへるのですか。

○政府委員(江口俊男君) それは、同じやうな事件について、やはりそういう申し立てをして、裁判所で許可された例もあるし、また断られた例もあるわけでありまして、それは、われわれの考へ、この事件の性質と、また、担当の裁判官の考へとの間に食い違いがあることは、また形式論だとおつしやると思ひますけれども、そう申し上げる以外に現在はないわけでありまして、しかしながら、やはり世間を騒がす。その結果却下されたということについて、きわめて私たち遺憾だと思ひますけれども、やはり学校の先生たちが数回にわたつてああいう意業的なことをなさる、そういうことに對する、やはり世間を騒がすという意味合いにおいて、どうしてそういうものに法に従つた司直の手が伸びないだらうという世間の考へ方というものが相当あるわけでありまして、だからこれが果して三十七条違反になるかならぬかというところを正規な裁判の過程においてはおつきり考へておきます。はなから、こう考へておきます。

○亀田得治君 先生方が世間を騒がして、そういうことはよけいなことですよ。私が今追及しているのは、この強制捜査がいかにということですよ。この事件について、裁判所もその見解はよやないかということですよ。前のことはよろしい。むしろあなたがそういう前の、教師の活動に對して、とらわれたい見解を持つてゐるから、こういう強制捜査になるのです。はからずもあなたの氣持を今自由している。世間を騒がせたなら、済まぬなら済まぬ、それだけでいいのです。任意捜査であるべきものを強制捜査をやつて間違つたのだから、単純にそれだけどうして言えないのです。

○政府委員(江口俊男君) その強制捜査を、やるべきやないものをやつたというので却下されたのではないのと、それは、將來にわたつて勾留することであることを、それは必要ないという検査がまあ検査のことは法務省がおりますが、その立場においてやつたということ、裁判所が別にけしからんとはいかないといふことを言つておるわけじやないかと私は思ひます。

○亀田得治君 とにかくあなたと議論しておつてもだめですね、理屈ばかりは裁判所が出しているのだし、それぐらゐのことはわかっています。三日間拒絶された。そんなことをこつちは百も承知ですよ。おかしい理屈なんか言わぬでもよろしい。二日も三日とめておいたけれども、新しいものは何もないうのです。ほんとうに強制捜査の対象になるべきものならば、引き続いて四日目からも裁判官が勾留状を出すわけですよ。裁判所は、最初の逮捕請求だけ

は案外軽く出す。これ自体、私は裁判所にも実は不満を持つてゐる。それは、担当の裁判官に對して私たちが言うことで、しかし、それを請求してゐるのはあなたの方です。そうしてまた、そのあるべきだといふ確信を持つて検査庁もずっと勾留段階までやつてきたのだから、その実質的なことを……。こんなことは、全く取り返しのつかぬ影響をやはり教育界に与えております。あなた方こそ、逮捕だとかそんなことを、慢性的になつておるから、大して感じないでしようが、ああいう社会ではやはり大きな衝動を与えます。しかも、それが四日目に、もうそんな強制捜査は必要ないと、全部つぶされる、今度は警察の威信を失墜してゐます。そう思ひますか。一松先輩から、いつか私、鬼検事といふことで、お話を聞いたことがあるのですが、確実なやつをきつちりいくから鬼検事と言われたのです。私は、逆に解釈すると、なるほど一松先輩は、大いに人権をさういふ意味で尊重されたんだが、私は、逆にまた解釈する。ともかく、あなたがどうなろうと、却下されようと、何されようが、てんとして恥じない。こういう態度はよくないですよ。

署へ行つてゐる。これをさせない。警察官立ち会いでけつこうだから、五分でも十分でも、差しあたり、月曜とか火曜にある授業の、どのクラスはどこまで進んでいるのか、その進んでおるそこだけを開かしてくれ。それは応急措置として、学校内では、だれかがそこを補充しなければならぬわけですよ。何回それを交渉しても、面会させない。全くもうむづかしい警察です。どう思ひますね、そういうことは。

○政府委員(江口俊男君) ただいまのお話は、もちろん初耳でございますけれども、抽象的に、まあそれだけのお話であれば、どうして会わせなかつたんだらうと私も思ひます。しかし、やはり何かの理由、これは聞いてみないで会わせなかつたか、これを聞かないといふので、ただ会わせなかつたということだけで、おかしいじやないかと、こゝろ言つてしまつてもなんですか、ただ、もしもあなたがおつしやつたことだけであつて、警察の方では会わしてもいい状態であつたにもかかわらず会わせなかつたということであれば、私もちよつとおかしいと考へております。

署へ行つてゐる。これをさせない。警察官立ち会いでけつこうだから、五分でも十分でも、差しあたり、月曜とか火曜にある授業の、どのクラスはどこまで進んでいるのか、その進んでおるそこだけを開かしてくれ。それは応急措置として、学校内では、だれかがそこを補充しなければならぬわけですよ。何回それを交渉しても、面会させない。全くもうむづかしい警察です。どう思ひますね、そういうことは。

○亀田得治君 私たちの発言は、これはみんな速記に残つて、関係者もみんな見るわけですから、いいかげんことを言ふわけじやない。私、今言つたでしよ。警察官の立ち会いでいいんだ、授業の打ち合せだ、校長の公文書を持つて行つてゐる。校長の公文書をもつて、教頭がわざわざ行つてゐる。何回交渉したつて、あかぬ。何回交渉したつて、もう非常識きまるんですな。いかに教育ということがわ

かつてないかという証憑なんですか。教育なんというものは、これはきわめて個人的な、特殊なものでしょう。そんなほかの役所のように、だれそれが休んだ、それじゃ、こつちをやつておけと、そうはいかない。警察段階では、ついに会わせぬですよ。ついに……私どもはあんなに忙しかつたから、なかなかそこまで手が伸びなかつたんだが、月曜日、検事正に会つたときにおいて——もう検事段階になつておる、検事正に会つたときに、その話しをした。検事正も、ちよつとそれは警察おかしな感じが持つておりました。ともかく、すぐ調査してくれ。私、その足で、検事正の部屋から出たが、また会えない。そして東成署に学校の先生が行つておつたのだが、また会えぬといふことを聞いたから、すぐ東成署に行つてみた。やはり会つていない。私、責任者に会つてなぜ会わせぬのか、検事さんの判が要る。そんなものはあとでもいいじゃないか、ともかく今差しつかえることをどうしてやらぬか、今に始まつたことじゃないじゃないか。やらない。それで、私すぐ大阪の検察庁に電話をして、担当の検事を探したが、おらない。検事正にも一度出てもらつて、この警察官はあなたから直接指令せぬと、どうもこんなことすらやらぬようだから、すぐこの電話で話して下さい、ここに警察の責任者がおる。電話をかわつてもらつた。検事正と話したら、ようやくそれで了解。私は、非常識きわまるものだと思ふ。これは調べて下さい。実情は私が申し上げた通りだから。最後に検事正の電話で初めて会つておる。私たちが関係し

ていてまでこんなことやつておるなら、ほかの場合にどんなことをやつておるか私にはわからぬと思ふ。嚴重にこれは処置して下さい。みんな知つておることですから。大阪の新聞にはそのことが出ております。

それから、結局こういうふうになつてと検討してみると、全くそれはもう必要ないことをやつておるのです。人騒がせをして、いやがらせをやつておる。警察は、そういう政治的な動きには関係なく公平にやつておるといふようなことを、いつもおっしゃるけれども、それはとれない、この事件は。というのは二月一日から二月十五日までが大阪府における各学校の勤評書の提出期間なんです。で、一月三十日には大阪府の教育委員会から、勤評書を一出すようにといふことで、最終的な声明書を発表しております。一月三十一日に、これはもう府の教育委員会と打ち合せて政治的にやつておる。教職員組合の出鼻をくじいてやろうといふ……、そう思いませんか。

二十——とにかく実行した四、五日前だと私記憶しております。

○政府委員(江口俊男君) いやそれは思いません。

○政府委員(江口俊男君) まあ私の不勉強かもしれませんが、どういふ声明が委員会から出たかといふことを、私、存じませんけれども、われわれの方に対する打ち合せは——とにかくまあこの事件について、相当前から捜索はやつておつたわけですね。それから参考人の調べ等もやつておつたんで、最後は被疑者に当らんならぬと、こういう意味の打ち合せがございました。それは、検察庁でちよつと警察とよく打ち合せがあつたとおっしゃる通り、警察としても、非常にデリケートな事件でございますから、よく検察庁とは打ち合せはできておるかという念は押しました。それは打ち合せはできておると、こういうことでございまして、ただ、私、教育委員会との関係がどうなつておるかといふことは、こつちも聞きませんでしたけれども、この事件をやつていくには、一切の報告の中で、一つも関連を持つていないように読みとれるわけがございまして、今、前の日に何か声明があつたといふような話は、大阪の新聞には出たかも知れぬけれども、私は、ただいまここで聞くらぬです。おそろく、現地の警察としまして、事件を進捗させる要素として、府教育委員会とそういうしめし合した行動に出たのではないかと私は思つておるわけでありまして。

○政府委員(江口俊男君) おつしやる通りでありまして、各地から、いつごろ手をつけるかといふことについては、相談がありまします。まあ大阪だけに限るとおっしゃるかもしれませんが、私たちの考えとしては、できるだけそういう誤解を招かない時期を選びたいといふことは、これは信条にいたしております。しかしながら、どうも過去の例から申し上げても、そういうふうには、やがていくのだけれども、何かに必ずかかつてくるといふことで、事件といふものは、ただいまおつしやるような考慮といふものを、逆の考慮を、こういうことで制圧をかけてやろうといふような考慮をするとは、もちろん望ましくないと思ひますけれども、また、その逆に、この時期にやつたら、こう思われるだろう、ああ思われるだろうといふような考慮をあまりやつておつたら、いよいよもつてやれないといふことになるの

なことをおつしやる、よけい打ち合せしてあるんじゃないかといふ実はまあ疑念を持つたわけなんですけれども、こんなことは公知のことです。公知のことですから、そういう政治的なこととからまさないで、純粹に、警察は警察、検察は検察の立場でやつておるんだというなら、私は二月十六日以降におやりになつていいと思ふ。今もう一番忙しいときです。あるいはもうと早くやれたんじゃないかと思ふんです。あの書類を押収したの、ずいぶん先です。何もこんなところで特にやる必要ないんです。これは。それほど一刻を争う犯罪問題でも何でもありません。それくらいは考慮といふものはあつてしかるべきじゃないですか。

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

○政府委員(江口俊男君) おつしやる

まあ思われてもしようがないというよりなことが間々あるのであります。しかしながら、前の方の、お勧ぐりになつた教育委員会と一緒になつて教員の方の出鼻をくじこうというような気持の考慮というよりなことは、警察としては一切やつていないと私は確信をいたします。むしろ、過去の事例にも徴してわかりますように、そういう時期でありますれば、この二月一日から十五日までですか、提出期間というもので、できるだけ勤評書が出る方がいいか、出ない方がいいか、それは立場で違ひでしようけれども、まあそつとしておいて、そのあとの方がいいというよりな考え方もとれるのであります。て、その場合にして手入れをするということが、教員組合側を威圧するといふようなことができるんかというよりな考え方は、毛頭持つておりません。むしろ、刺激をして、勤評というものの提出には、私はマイナスにはなつてもプラスになるようなことはないのでじゃないか、こう思うのであります。て、このことで府教委と一緒になつて教員組合の方を押さつていく気持があるのじゃないかというよりな御想像は、私は百中九十九までは誤解だといふことを断言してよからうかと思うのであります。

○龜田得治君　そうしますと、全面的に檢察側の意見というものは、これはは排斥されておる。私は檢察庁の責任者とも交渉したとき、はっきりはわかりませんが、警察とは多少違ふような感じを受けたのだが、結論はそうじゃない。やはり勾留請求をしたということになつておるんですが、こういうことの責任關係というものはどうなんでしょうか。形式的には、むしろ檢察庁が請求しているのですね、却下された請求というものは、警察じゃなしに。事の起りは警察ですが、こんなことを、ああ却下されたか、やむを得なかつたことだと。それじゃ私は済まぬように思うのですがね。

察官としてはその具体的な事件に即して判断をしておるというふうには考へるのであります、もう少しこまかい事情がわかりませんければ、この席で何分の意見を申し上げることもはばかるわけでございます。この点、申し上げておきます。

○亀田得治君　こういふふうに新聞に堂々と発表されたたりした事件で、結局檢察側の負け、こういうことになった場合には、やはり担当検事というものは、何か、悪い点数でもつけられるのですか、何かそういうような制度になつてゐるのですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君)　点数をつけるといふような制度は、法務省にはござ

ざいません。しかし、訴訟の結果負け
たということでは、当然には、その検
察官が不当であるということには相な
らないのでございます。これは申すま
でもなく、裁判例等におきましても常
に動いておるのでございまして、むし
ろその取扱ひ方が不当であつた、ある
いはそういう面で検察官として適當で
なかつたということがございますなら
ば、内部的にはあるいは転任というよ
うなことで処理される場合もございま
すし、さらに問題が大きくなつて参り
ますれば、検察官の適格審査会でも御
審査願うということもあるわけでござ

○亀田得治君 竹内刑事局長にちよつとお尋ねしておきたいのですが、警察から十六名の身柄を檢察庁が預かつて、そうして、あと勾留請求をした。これは、やはり最高検に一応了解を求めてやったのですか。

○政府委員(竹内壽平君) 最高検と十分打ち合せをされて、そのような書類

というだけでなく、全面的に検討してみなければならぬことでございます。そうしてその手落ちがありますならば是正をして参る。また、それに官吏としての、檢察官としての責任になるといふ問題でありますならば、これは責任を追及するという事に相ならうかと思ひます。いづれにしても、検

事訴訟法の骨子であろうということを確信いたしております。そういう観点から見ますと、一回の呼び出しもかけないで直ちに強制捜査に入つたことがいいかどうかということになりますと、これは原則に反するわけであります。その意味におきましては適當ではないのじゃないかという意見もあり

それじゃ来ないのかといつてそのままにしておくわけにいかぬのだから、そういう場合にはそれじゃどうするかといえ、令状による成規の手続で逮捕をするということになるということを申し上げたわけであります。

○高田なほ子君　どうもこれ、なまくら問答になっちゃつてしょうがないのですけれども、大体、出頭拒否の指令があつたから強制逮捕をした、こうあなたはさつき答弁しているのですよ。だけれども、だんだん亀田先生の質疑を聞いている間に、私も疑問を持つた。

出頭を拒否することは、これは当然被

疑者としての一つの権利なんです。その権利に対抗する手段として、あなたは逮捕したと言っていられるのですよ。

それは間違いないかというふうに私はあなたに今聞いているわけなのです。

○政府委員（江口俊男君） 大阪教組の事件の場合は、出頭に応ずるなどという指令があつたという情報もその強制逮捕

捕に踏み切つた一つの理由である、原因であるということを申し上げたので、どんな場合においても出頭に応じ

なければ逮捕できるかというのを申し上げているわけではございませんということが一つと、それから百九十九

条の、くどいようですけれども、あとのところは、「五百円以下の」云々の問題にかかわることであつて、これは

私間違いない法律の解釈だと思つておるわけでありませう。

それから百九十八条について、それ

に対抗する手段で強制逮捕があるということは、一般論として申し上げたので、大阪教組事件におきましても、そ

ういう情報が大阪府警をして強制逮捕

を決定しようという一つの原因になったという事は、報告書類等から見まして、私が答弁をしているのであつて、それだけで強制逮捕に決意したということも私断言しておりましたので、御了解願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 了解しませんけれど、またあとに譲ります。

○委員長(古池信三君) ほかに御発言ございませんか。

○亀田得治君 先ほどの大阪の東成警察署の面会をさせたかつた問題です。あれは一つ本庁の方で至急調べてもらつて、そうして不当だといふふうにあなたの方もお考えになれば、やはりそれ相応な処理をして、御報告を願ひたいと思ひます、いずれにしても。こういうことが前例になることははなはだ私はよろしくないと思ひますから。

○政府委員(江口俊男君) 承知いたしました。

○亀田得治君 実はそのことがあつて非常に心配しているのです。これはおそらく弁護人なんかのついでにおろぬ人はずいぶんいじめられておるのだらうと思ひます。だれでも心配しておるのです。そういうことは芽のうちにつんでいかなければなりませんから、至急私は調査して、いずれなりと報告してもらひたい。

○政府委員(江口俊男君) 亀田委員にお答えしますが、その通り早速調査いたします。しかし、至急といふあれがありまますから、いついっかまでと、むしろ日切りをされる方がはつきりすると思ひますし、また、もしも都合の悪い点があつたということであれば、これは私の方からもちろんアドバイスはいたしますけれども、権限として

は、大阪府警の方でどう処理するかというところでありますから、これはその結果が、そのときまでにこうやつたといふことが出るか出ないかは、ちよつと約束はできないといふこと、その二点だけ……。

○高田なほ子君 一つお願いがあるのですけれども、この大阪の警察権の行使にも相当偶然の一致があるといふようなことで亀田さんからお話があつたのですが、ところが高知県の問題も、集団暴力事件があつて、たぐさんの人がけがをいたしました、当委員会でも調査に行かれました。その調査の資料を拝見してわからないことが一点あるのですが、暴力事件が起つたその次の朝、高知教組の幹部が、それこそ強制逮捕されておるのです。だから逮捕状が出た時間、請求し、逮捕状が出た時間です、その日時をはつきりしたものをとお出しいただきたいと思ひます。

○政府委員(江口俊男君) それは今わかつておりますから、今答えてよろしゅうございませうか。あの事件が起きましたのは、これは小林委員長がなぐられたという事件でございしますが、その事件の起きたのは、私どもの現在の調べでは、はつきりした時間がとれませんけれども、とにかく十一時ちよつと前から十二時ちよつと前の間にわたつたものと、こゝういふふうに思ひます。しかし、ただいまの御質問は、まあそれと関係ございせんけれども、いわゆる県教委を不法監禁したという事件で高知市内において逮捕状を執行した、その逮捕状の出たのはいつかという問題でございませうが、十五日の三時に請求をしまして、十一時でございましてか出ております。

○委員長(古池信三君) 高田委員にちよつと申し上げますが、この問題は、いずれ次回以後におきましても議題となりますから、そのとき一つ詳細にお願いいたします。

速記をとめて。

○委員長(古池信三君) 速記をつけ。

次回は二月十日午前十時より、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の質疑並びに檢察及び裁判の運営等に関する調査を行います。

なお、当日午前九時五十分より委員長及び理事打合会を開きますから、御出席を願ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「三鷹市」を「三鷹市小金井市」に改め、「小金井市」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「浦和市」を「浦和市」と改め、「与野市」を削り、同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「鴻巣市」を「鴻巣市」と改め、「上尾市」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日部市」を「春日部市」と改め、「草加市」を削り、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「川越市」を削り、同表大原簡易裁判所の管轄区域の欄中「大原市」を削り、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「西茨城郡」を「西茨城郡」と改め、「北足立郡の内」を削り、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「元狭山村」及び同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「影森町」を削り、同表大原簡易裁判所の管轄区域の欄中「夷隅郡」を「勝浦市」に改め、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷村」を「鎌ヶ谷町」に、同表等間簡易裁判所の管轄区域の欄中「西茨城郡」を「笠

所に、「徳島富岡簡易裁判所」を「阿南簡易裁判所」に改め、同表所在地		埼玉県南埼玉郡越谷町	越谷市
		茨城県西茨城郡等間町	等間市
		栃木県塩谷郡矢板町	矢板市
		静岡県静岡市三田町	三田市
		兵庫県有馬郡三田町	天竜市
		和歌山県伊都郡妙寺町	和歌山県伊都郡かつらぎ町
		挙母市	豊田市
		愛知県南設楽郡新城町	新城市
		石川県羽咋郡羽咋町	羽咋市
		広島県豊田郡竹原町	竹原市
		鹿児島県熊毛郡西之表町	西之表市
		鹿児島県熊毛郡上屋久村	鹿児島県熊毛郡上屋久町
		鹿児島県大島郡龜津町	鹿児島県大島郡徳之島町
		宮崎県児湯郡西都町	西都市
		福島県安達郡二本松町	二本松市
		北海道空知郡滝川町	滝川市
		徳島県那賀郡富岡町	阿南市

間市 西茨城郡に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「大須賀村」及び「金江津村」を削り、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「塩谷郡の内」を「矢板市に、北高根沢村」を「高根沢町」に改め、「矢板町」及び「阿久津町」を削り、同表高崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高崎市」を「高崎市安中市」に改め、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「磐田市」を「磐田市 袋井市」に改め、「袋井町」を削り、同表二俣簡易裁判所の名称の欄中「二俣」を「天竜」に改め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「周智郡」を「天竜市 周智郡」に改め、「二俣町」を削り、同表岩村田簡易裁判所の管轄区域の欄中「立科村」を「立科町」に改め、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「諏訪市」を「諏訪市 茅野市」に改め、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「板倉村」を「板倉町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「南八下村」及び「日置荘町」を削り、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「中河内郡」を「柏原市」に改め、同表三田簡易裁判所の管轄区域の欄中「神戸市の内」を「三田市に、神戸市の内」に改め、「有馬郡」を削り、同表島根簡易裁判所の管轄区域の欄中「隠原市」を「隠原市 御所市」に改め、「南島根郡」を削り、同表宇陀簡易裁判所の管轄区域の欄中「高見村 四郷村 小川村」を「東吉野村」に改め、同表五条簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」並びに同表和歌山簡易裁判所の管轄

区域の欄中「川永村 山口村、直川村 有功村 加太町」及び「小倉村」を削り、同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「妙寺町」を「かつらぎ町」に改め、「伊都町 見好村」を削り、同表橋本簡易裁判所の管轄区域の欄中「富貴村」及び同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田川町 富田村」を削り、同表一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「尾西市」を「尾西市 稲沢市」に改め、同表孝母簡易裁判所の名称の欄中「孝母」を「豊田」に改め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「孝母市」を「豊田市」に改め、同表新城簡易裁判所の管轄区域の欄中「南設楽郡」を「新城市 南設楽郡」に改め、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「三和町 斎明村」を「明和町」に改め、同表羽咋簡易裁判所の管轄区域の欄中「羽咋郡」を「羽咋市 羽咋郡」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「古里村 音川村 神保村」を削り、同表朝日簡易裁判所の管轄区域の欄中「舟見町」を削り、同表磯波簡易裁判所の管轄区域の欄中「高瀬村」及び同表具簡易裁判所の管轄区域の欄中「安登村」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊田郡の内」を「竹原市 豊田郡の内」に改め、「竹原町」及び「忠海町 瀬戸田町」を削り、同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「因島市」を「因島市 戸田町」に改め、同表折尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「遠賀郡」を「中岡市 遠賀郡」に改め、同表佐世保簡

易裁判所の管轄区域の欄中「宮村」を削り、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊本市」を「熊本市 宇土市（大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬を除く）」に改め、「益南村」を「海東村及び「宇土町」を削り、同表三角簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇土郡の内」を「宇土市大字長浜、網田、下網田、宇土郡の内」に改め、同表山口浦及び赤瀬に改め、同表山鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「山鹿市」を「山鹿市 菊池市」に改め、「菊池町」を削り、同表水俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「田浦村」を「田浦町」に改め、同表鹿兒島簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿兒島市」を「鹿兒島市 谷山市」に改め、同表種子島簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊毛郡の内」を「西之表市 熊毛郡の内」に改め、「西之表町」を削り、同表屋久島簡易裁判所の管轄区域の欄中「上屋久村」を「上屋久町」に改め、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「亀津町 東天城村」を「徳之島町」に改め、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「霧島村」を「霧島町」に改め、同表大隅簡易裁判所の管轄区域の欄中「松山村」を「松山町」に改め、同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿屋市」を「鹿屋市 垂水市」に改め、「垂水町」を削り、同表西都簡易裁判所の管轄区域の欄中「児湯郡」を「西都市 児湯郡」に改め、同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「塩竈市」を

「塩竈市 名取市」に改め、同表大河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「白石市」を「白石市 角田市」に改め、同表二本松簡易裁判所の管轄区域の欄中「安達郡」を「二本松市 安達郡」に改め、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「上山市」を「上山市 天童市」に改め、同表村山簡易裁判所の管轄区域の欄中「村山市」を「村山市 東根市」に改め、同表米沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「南置賜郡」を削り、同表水沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「江刺郡」を「江刺市」に改め、同表野辺地簡易裁判所の管轄区域の欄中「横浜村」を「横浜町」に改め、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「大館村」を削り、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「十和田市」を「十和田市 三沢市」に改め、「大三沢町」を削り、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「江別市」を「江別市 千歳市」に改め、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「芦別市 赤平市」を「滝川市 芦別市 赤平市 砂川市 歌志内市」に改め、「滝川町 砂川町」及び「歌志内町」を削り、同表小樽簡易裁判所の管轄区域の欄中「忍路郡」を削り、同表小樽簡易裁判所の管轄区域の欄中「広島村」並びに同表通商簡易裁判所の管轄区域の欄中「垂水村」及び「象郷村」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「徳島市」を「阿南」に改め、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「高知市」を「高知市 土佐市」に改め、「高岡町 新居村 宇

佐町」を削り、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「江川崎村 津大村」を「西土佐村」に改め、同表松山簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊予市」を「伊予市 北条市」に改め、

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「四九二人」を「五二二人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

一月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、でい犯罪者の保安処分法制定促進等に関する請願（第一三二号）

一、福岡地方裁判所小倉支部庁舎等建築促進に関する請願（第三〇六号）

一、盛岡地方裁判所伊保内出張所庁舎等新築に関する請願（第四七六号）

第一三二号 昭和三十三年十二月十三日受理

でい酔犯罪者の保安処分法制定促進等に関する請願

請願者

東京都世田谷区太子堂
三八四日本基督教婦人
矯風会世田谷支部内

桑野千代子外五十六名

紹介議員

加藤シヅエ君

でい酔者の横行は戦後年を追うてはなはだしく悪質な者はみだりに他人を殺傷しあるいは放火などの大犯罪をおこすことが多くなつてゐるが、現行法によると、でい酔犯罪者が心神喪失とみなされるときは無罪となる建前であるので、つねに社会は不安をきたしてゐる現状であるから、すみやかに、これらの者に対する保安処分法を制定せられ、同時に、矯正院を建設する等酒癖矯正施策を樹立せられたいとの請願。

第三〇六号 昭和三十三年十二月十二日受理

福岡地方裁判所小倉支部庁舎等建築促進に関する請願

請願者

福岡県小倉市長 林信
雄外二十七名

紹介議員

剣木 亨弘君

福岡地方裁判所小倉支部は小倉市板櫃（通称金田町）に鉄筋コンクリートの新庁舎の一部が完成したので昭和二十九年秋小倉市紺谷町から移転したが、完成部分は全工程の四分の一に過ぎず、従つて法廷、調停室不足のため会議室、宿直室等を代用しても十分でない現状であり、一方福岡家庭裁判所小倉支部は依然として、すでに五十六年を経過した紺屋町の腐朽した旧庁舎で執務しており、福岡地方裁判所小倉支部

との距離は約四キロあつて、事務遂行上の関連性と有機的運営を妨げられるばかりでなく、職員はもとより一般民衆に与える不便がきわめて大きいから、管下に百数十万の人口を擁し、複雑困難な事件の累増する現今、金田町の福岡地方裁判所小倉支部庁舎を当初の計画どおりすみやかに完成の上、福岡家庭裁判所小倉支部を同所に併置せられたいとの請願。

第四七六号 昭和三十四年一月十二日受理

福岡地方法務局伊保内出張所庁舎等新築に関する請願

請願者

岩手県九戸郡九戸村長
佐々木忠三外一名

紹介議員

千田 正君

福岡地方法務局伊保内出張所の庁舎は、建築後相当年数を経過してゐるため腐朽はなほだし、かつ雨漏り等によつて事務の執行は無論のこと重要書類の保存にも支障がある現状であるから、すみやかに同出張所の事務所、住宅及び倉庫の新築を要望すると共に特に倉庫は国において昭和三十三年度に新築せられたいとの請願。

昭和三十四年二月五日印刷

昭和三十四年二月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局